

保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業調査検討会議設置要綱

(設置)

第1条 保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業の実施にあたり、必要な事項等を検討するため、保健医療大学の機能強化に向けた調査検討会議（以下「調査検討会議」という。）を設置する。

なお、この調査検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の性質を有しない。

(検討事項)

第2条 調査検討会議は、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織及び任期)

第3条 調査検討会議は、保健医療関係団体の代表、学識経験者、保健医療大学関係者等の中から、千葉県健康福祉部医療整備課長が依頼した委員をもって組織する。

2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 調査検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、調査検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査検討会議は千葉県健康福祉部医療整備課長が招集し、座長が議長となる。

2 調査検討会議に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(関係者の出席)

第6条 千葉県健康福祉部医療整備課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料を提出させ、又は調査検討会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）第3条第1項第2号の例により、日額13,000円を支給するものとする。ただし、県の職員である者については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に係る条例第2条第2項第6号、第6条第1項及び別表第二の規定により支給するものとする。ただし、県の職員である者についてはこの限りではない。

(庶務)

第9条 調査検討会議の庶務は、千葉県健康福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査検討会議の運営に関し必要な事項は千葉県健康福祉部医療整備課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。